

京都大学医学部附属病院諸料金規程の一部を改正する規程

京都大学医学部附属病院諸料金規程（昭和四十年達示第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「ルを」とし、又の次に次のように加える。  
ル 薬価基準収載医薬品の薬事法承認と異なる効能効果等に係る投与  
ストロメクトール錠 3mg 同薬の薬価から健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法別表第一「医科診療報  
疥癬治療 酬点数表に定める薬剤料の点数に一〇円を乗じて得た額に百分の百五を乗じて得た金額

この規程は、平成十七年九月二十六日から施行する。